受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

（旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面）
（旅行業法第 12 条の5による契約書面）
この書面は、旅行契約が成立した場合には契約書面の一部となります

1　受注型企画手配旅行契約

1. 「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
2. この旅行は、株式会社アイランズフレイバー（以下「当社」といいます。）が企画手配する旅行であり、この旅行に参加される御客様は、当社と旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、この書面による他、当社旅行業約款手配旅行の部（以下「約款」といいます。）によります。
3. 当社は、旅行契約の履行に当たり、手配の全部又は一部を他の旅行業者、手配を業とする者その他の補助者に代行させることがあります。
4. 当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります

2　契約の申し込み

1. 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
2. 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
3. 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
4. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
5. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
6. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
7. 旅行開始日にa. 70 歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3　契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1. 当社の業務上の都合があるとき。
2. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき
3. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

4　契約の成立時期

1. 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
2. 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
3. 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
4. 通信契約は、（1）の規定にかかわらず、当社が旅行者の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5　契約書面の交付

1. 当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
2. 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります

6　確定書面

1. 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7　旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

1. 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
2. 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
3. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8　契約内容の変更

1. お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において，やむを得ないときは、変更後に説明します。

9　旅行契約の解除

<u>お客様から企画料金又は取消料をいただく場合</u>
お客様は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。 また、当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。

<u>お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合</u>
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。

1　旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
　a. 旅行開始日又は終了日の変更
　b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
　c. 運送機関の種類又は会社名の変更
　d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
　e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
　f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
　g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
　h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

2　旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）

3　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

4　当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

5　当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

6 お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、（1）の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

7 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

10　当社の責任

1. 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
3. 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11　特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、

死亡補償金として海外旅行 2500 万円、国内旅行 1500 万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40 万円、国内旅行2万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10 万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は、10 万円です。)として支払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

12　旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、契約書面に記載された航空会社やホテルなどのオーバーブックによる変更や、旅行サービスの中止などがその対象となり、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部) の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とし、一旅行契約についての変更補償金の額が 1 ,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

また、次に掲げる事由による変更は免責事項といたします。旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災、火災、不慮の災害 ／ 戦乱、暴動、テロ、政変等による治安の悪化 ／欠航、不通、ストライキ、倒産等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 ／ 遅延、運送スケジュールの変更等、当初の計画によらない運送サービスの提供 ／ 参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

お申込み金(お一人様)の基準

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 旅行契約に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 ＜例 ： 12/26 出発が 12/25 出発に変更＞	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更 ＜例 ： 世界遺産の観光地に入場できない＞	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ＜例 ： ビジネスクラス ⇒ プレミアムエコノミーに変更＞	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 ＜例 ： 専用送迎車 ⇒ 混載送迎車へ変更＞	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した異なる便への変更(出発・到着に 6 時間以上の差が出た場合) ＜例 ： 午前 9 時発のフライトが 15 時発に変更＞	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した直行便の乗継便又は経由便への変更 ＜例 ： 直行便から、グアム経由乗り換えに変更＞	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ＜例 ： 5 つ星クラスのホテルから 4 つ星クラスに変更＞	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類の変更、設備、景観その他の条件の変更 ＜例 ： オーシャンビュー ⇒ ガーデンビューへの変更＞	1.0	2.0

13　お客様の責任

1. お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14　旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

15　保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ:
https://www.forth.go.jp/index.html でご確認ください。

16　海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。その場合、ご検討中・お申し込み後よりご出発前まで・ご旅行期間中も、外務省「外務省海外安全ホームページ:https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/」によるご案内を致し確認をお願いしています。

旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や、緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」へのご登録をお勧めします。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

17　渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に(或いは経由地も含む)、海外危険情報　或いは、感染症危険情報　が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります

外務省により**「危険レベル 2:不要不急の渡航は止めて下さい」以上**の危険情報が発出された場合、当社は原則として旅行の催行を中止致します。その場合はご出発前であれば旅行代金を全額返金します。ご出発後であれば現地斡旋個所を介しお客様へ同情報をお伝えし、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。その際ご旅程の変更に伴う費用はお客様のご負担となります。また、未だ提供を受けていない旅行サービスに係る部分の旅行代金は返金致します。この際、旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料はお客様のご負担となります。

18　旅行中、参加者に新型コロナウィルス感染症の症状(またはその疑い)が出た場合

旅行中に発熱または風邪等の症状がある場合は、速やかにご加入された海外旅行保険会社のサポートデスクと現地旅行会社へ連絡を取り、現地当局の指示に基づいた医療機関の受診、ホテル待機、PCR 検査の受検等の対応を取って下さい。

濃厚接触者(と考えられる参加者等)について海外旅行保険会社のサポートデスクや医療機関を通じ対応方(受診、ホテル待機、PCR 検査等)を確認、指示を仰いで下さい。

19 旅行中、新型コロナウィルス感染症の陽性結果が出た場合

新型コロナウィルス感染症の陽性反応が出た場合は、医療　機関等の指示に基づき入院・隔離などの対応を行うことになります。また、日本大使　館・領事館へも連絡いたします。

状況により、旅行継続が不可能と判断された場合は、お客様に事情を十分説明した上で、旅行を中止致します。お客様より帰路手配の求めがあれば、お客様のご負担により帰国便等の手配を行い、可能な限り速やかに帰国頂く措置を講じます。

旅行開始後に旅行を中止する場合は、お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る部分の旅行代金は返金を致します。この際、旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料はお客様のご負担となります。

20　事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

21　個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送･宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、営業案内、催し物内容等のご案内などの為にこれらを利用させていただくことがあります。なお、当社の名称及び各企業における個人情報取扱管理者は、佐藤　光　となります。

22　約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行）に定めるところによります

総合旅行業務取扱管理者　佐藤　光
（総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。）

海外旅行における留意すべき基本原則を記します
事前に確認すべき事項

海外渡航に関する日本国政府の方針について

（ア）　外務省・海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/
（イ）　外務省・感染症危険情報とは
https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html
（ウ）　厚生労働省・水際対策に係る新たな措置について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
（エ）　厚生労働省検疫所 https://www.forth.go.jp/index.html

海外渡航の際に必要な証明書、アプリ等について

海外渡航の際に必要な証明書等の書類やその提示・提出方法などの条件は、渡航先国・訪問地（以下、「デスティネーション」という。）の入国要件や利用する輸送機関（航空会社等）によって異なり、その条件は今後も刻々と変わる可能性があります。お客様に対して最新の情報を提供するよう努めておりますが、最新情報をお客様もデスティネーションの政府観光局や外務省等から努めて収集下さい。

■　デスティネーションの入国審査や検疫の際に必要となるもの（入国要件）

ア　入国時必要な証明書、その他書類（フォーム等）

a　ワクチン接種証明書　：　日本政府がワクチン接種を完了したことを証明するもの。

＊ デスティネーションが定めるワクチンの種類、接種回数、最終接種日等条件の確認。
＊ ワクチン接種証明書提示が義務付けられている年齢の確認。
＊ ワクチン接種証明書の提示が免除される条件や必要書類の確認。
（注）日本国内で発行されたワクチン接種証明書が認められているかも確認すること。
（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html

b　検査証明書（陰性証明書）　：　以下の点に留意すること。

＊ 検査証明書（陰性証明書）の要・不要の確認。（例：「ワクチン 3 回接種済みの場合は検査証明書（陰性証明書）不要」など）
＊ デスティネーションが定める検査日（到着前 72 時間以内等）の確認。
＊ デスティネーションが承認している検体採取・検査方法等の確認。
＊ 検査証明書（陰性証明書）提示が義務付けられている年齢の確認。
＊ 検査機関（医療機関）の指定有無の確認。

c　宣誓書、健康申告書、渡航者追跡フォーム等

＊ デスティネーションによって筆記または WEB 入力等により提出が求められている。
＊ デスティネーションによっては接触確認アプリのインストールが必要な場合がある。
＊ デスティネーションによっては、入国要件として海外旅行保険の加入が必要な場合がある。

イ　その提示方法の例（デスティネーションによって提示方法が異なる場合がある。）

a　紙製の日本発行のワクチン接種証明書原本またはそのコピー
b　新型コロナワクチン接種証明書アプリ
c　紙製（原本またはコピー）もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）
d　デジタルヘルスパスポート（IATA トラベルパス、VeriFLY、Amadeus Traveler ID 等）
e　デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイトへの登録

＊方面によってアプリのダウンロード（事前の電子申請）、必要項目の入力、証明書のアップロードなどの方法をお客様に適切に案内いたします。（アプリ等によっては英語対応の場合があるので、お客様にとってわかりやすい案内を心がけます。）

ウ　デスティネーションによっては入国時及び入国後に PCR 検査等が必要な場合がある。

■　航空会社の搭乗手続時に必要となるもの

航空会社の搭乗手続時においてはデスティネーションや乗り継ぎ地の入国要件で定められているワクチン接種証明や検査証明（陰性証明）等の書類の確認があるが、その提示方法が入国審査・検疫の場面とは異なる場合があるので、提示方法については航空会社のホームページ等で最新の情報を入手致します。

ア　入国要件で必要な書類等の提示が必要となる例（航空会社によって提示方法が異なる。）

a　紙製の日本発行のワクチン接種証明書またはそのコピー
b　新型コロナワクチン接種証明書アプリ
c　紙製（原本またはコピー）もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）
d　デジタルヘルスパスポート（IATA トラベルパス、VeriFLY、Amadeus Traveler ID 等）
e　デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイトへの登録
f　航空会社が指定する WEB サイトやアプリへの登録　（例）ユナイテッド航空“Travel Ready Center”、デルタ航空“Fly Ready”など）

イ　現地の国内線利用時や日本帰国便の搭乗手続、あるいは鉄道などの他の交通機関利用時のワクチン接種証明書や検査証明書（陰性証明書）等の提示についても確認を行います。

a　紙製の日本発行のワクチン接種証明書またはそのコピー
b　新型コロナワクチン接種証明書アプリ
c　紙製（原本またはコピー）もしくは電子化された検査証明書（陰性証明書）
d　デジタルヘルスパスポート（IATA トラベルパス、VeriFLY、Amadeus Traveler ID 等）
e　デスティネーションの国・州政府が指定するアプリや WEB サイトへの登録
f　航空会社や交通機関が指定する WEB サイトやアプリへの登録

■　デスティネーション滞在中に必要となるもの

デスティネーションによっては、国や地域等のアプリや証明書がレストラン、観光入場箇所等で必要となる場合がある。入国要件とは異なる方法で提示が必要となる場合があります。

■　日本帰国時に必要となるもの

（2023 年 4 月 29 日午前 0 時以降、全ての入国者に対して、「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書（3 回）」のいずれの提出も求められません。ワクチン接種関係なく入国時検査・隔離なしとなっています。

日本への入国手続き簡略化のため、Visit Japan Web の登録をお奨めしています。入国手続きの「入国審査」、「税関申告」をウェブで行うことができるサービスです。
https://vjw-lp.digital.go.jp/ja/
（成田空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇から入国する場合のみ）